

上天草市大矢野総合スポーツ公園の管理運営に関する協定書（案）

委託者上天草市（以下「委託者」という。）と受託者（以下「受託者」という。）とは、上天草市大矢野総合スポーツ公園（以下「スポーツ公園」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上天草市大矢野総合スポーツ公園条例（平成16年上天草市条例176号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された受託者が行うスポーツ公園の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 委託者は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を受託者に行わせる。

- （1） 体育・スポーツ・文化のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- （2） 体育・スポーツ・文化に関する相談への対応及び指導
- （3） その他体育・スポーツ・文化の普及振興に必要な業務
- （4） スポーツ公園の使用の許可に関する業務
- （5） スポーツ公園の施設等の維持及び修繕に関する業務
- （6） 前5号に掲げるもののほか、教育委員会がスポーツ公園の管理上必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、「上天草市大矢野総合スポーツ公園指定管理業務仕様書（別記1）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 受託者が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に委託者が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 受託者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 受託者は、以下に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い、信義に沿って実にこれを履行し、スポーツ公園が円滑に運営されるように管理しなければならない。

- （1） 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例、上天草市大矢野総合スポーツ公園条例施行規則（平成16年上天草市規則第21号）
- （2） 地方自治法（昭和22年法律第67条）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令29号）ほか行政関係法令
- （3） 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法令

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

(5) その他

ア 受託者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、本協定第20条において定める安全確保の措置を講じること。

イ 受託者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、上天草市行政手続条例第2章の規定を遵守すること。

ウ 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。次条第1項に規定する指定期間が満了し、又は第13条の規定により指定を取り消され後も同様とする。

エ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品当の調達（グリーン調達）に努めること。

2 受託者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

3 受託者は、管理業務の継続が困難となった場合は又はそのおそれが生じた場合には、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（指定の期間）

第5条 委託者が受託者を指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第6条 管理業務等に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。ただし、各年度の指定管理料の額を上限として、対象年度の予算の範囲内で変更することがある。

対 象 年 度	指 定 管 理 料 の 額
令和8年度	金32,640千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度	金32,640千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和10年度	金32,640千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和11年度	金32,640千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和12年度	金32,640千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（年度協定の締結）

第7条 委託者及び受託者は、前条の規定により委託者、受託者の協議により定められた

指定管理料並びに第10条の規定により提出された事業計画書に基づき、管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に「上天草市大矢野総合スポーツ公園の管理運営に関する年度協定書（別記2）」を締結するものとする。

2 受託者は、前項で締結した協定書に基づき、書面により指定管理料を請求するものとする。

3 委託者は、前項の規定により提出された支払請求書が適当であると認められるときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に指定管理料を受託者に支払うものとする。

（指定管理料の額の変更）

第8条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

（リスク分担）

第9条 管理業務に関するリスク分担については、「リスク分担表（別記3）」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、委託者、受託者両方で協議の上リスク分担を決定する。

（事業計画等の提出）

第10条 受託者は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を委託者に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 管理業務の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他委託者が必要と認める事項

2 委託者は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

（業務報告）

第11条 受託者は、四半期毎に次に掲げる事項を翌月10日までに委託者に報告するものとする。

- (1) 維持管理業務報告
- (2) 運営事業実績報告
- (3) 自主事業実績報告
- (4) 施設毎月毎の利用状況
- (5) 施設毎月毎の収入状況
- (6) 修繕、事故報告等
- (7) その他必要な事項

2 委託者は、管理業務の適正を期するため、受託者に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業完了報告)

第12条 受託者は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業完了報告書を委託者に提出しなければならない。

ただし、指定管理者が、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、取消しの日から起算して1か月以内に、取消しの日までの間の業務完了報告書を提出しなければならない。

- (1) スポーツ公園の事業報告書 総括表
- (2) スポーツ公園の業務実績報告書
- (3) スポーツ公園運営に係る収支決算報告書
- (4) スポーツ公園の施設毎月毎の利用状況
- (5) スポーツ公園の施設毎月毎の収入状況
- (6) 利用者からの苦情とその対応
- (7) その他必要な事項

2 委託者は、施設の良い管理状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定し、受託者は、前項の事業報告書と合わせ、指標に対する管理業務の進捗状況を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、委託者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(情報公開)

第13条 受託者は、スポーツ公園の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部若しくは一部を返還させ、及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 受託者の代表者等が上天草市契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年上天草市告示第44号）第3条第1項の別表に掲げる契約等からの排除措置要件の対象者であるとき。
- (4) スポーツ公園の指定管理者の募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なう等、受託者が指定管理者としてふさわしくないとき。
- (5) 前号に掲げる場合のほか、受託者がスポーツ公園の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 受託者が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに委託者の承認を得なければならない。

3 委託者は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止

することができる。この場合においては、委託者は、廃止しようとする日の３０日前までに受託者に通知しなければならない。

- 4 前２項により、この協定が解除され、又は指定管理者が廃止された場合における損害の賠償については、委託者、受託者協議して定める。

（災害時等における施設の使用等）

第１５条 委託者がスポーツ公園を災害時等における避難施設として使用するときは、受託者は当該施設の全部又は一部を優先的に委託者に使用させなければならない。この場合において、施設使用料は、委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により避難施設として使用させた場合において、避難施設の使用が長期にわたるときは、委託者の承認を得て業務の全部又は一部を停止することができる。

（大規模災害等の発生に伴う経費の負担等）

第１６条 受託者は、大規模災害等の不可抗力の発生に起因して受託者にあらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の負担が発生した場合、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって委託者に報告するものとする。

- 2 委託者は、前項の報告を受けた場合、スポーツ公園の被害状況等の確認を行った上で受託者と協議を行い、当該経費の負担を決定するものとする。

（原状回復義務）

第１７条 受託者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 委託者に帰属する備品等については、受託者は、委託者又は委託者が指定するものに対して引き継がなければならない。
- 3 消耗品その他の物品類の引継ぎについては、委託者、受託者協議の上、決定するものとする。
- 4 文書・情報データ等の情報資産の引継ぎについては、受託者は、委託者又は委託者が指定するものに対して適切な受渡しを行わなければならない。

（損害の賠償）

第１８条 受託者は、管理物件の管理業務の履行に当たり、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ委託者が損害を賠償したときは、委託者は受託者に対して求償権を有するものとする。

（保険契約）

第１９条 受託者は、委託者が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、保険契約を締結するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他の契

約内容を証する書面を、延滞なく委託者に提出するものとする。

3 受託者が、第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第20条 受託者は、管理業務を他者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第21条 受託者は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項(別記4)」を遵守しなければならない。

(スポーツ公園の使用)

第22条 受託者は、管理物件を除くスポーツ公園の施設、設備及び物品を使用するときは、委託者の承認を得なければならない。

(自主事業の実施)

第23条 受託者は、本施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業が実施できるものとする。

2 受託者は、自主事業の実施に際しては、あらかじめ委託者に対して別途自主事業実施計画を提出し、事前に委託者の承認を受けるものとする。その際、委託者と受託者は必要に応じて協議を行うものとする。

(重要事項の変更の届出)

第24条 受託者は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく委託者に届け出なければならない。

(書類の提出)

第25条 受託者は、スポーツ公園の管理業務に必要な規定及び非常時の体制を整備し、これを委託者に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第26条 受託者は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務の実施が継続できるよう、委託者又は委託者が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

2 委託者が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、受託者は、委託者の求めに応じて、受託者による管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

3 委託者は、必要と認める場合には、前項に規定するもののほか委託者又は委託者が指定する者による管理施設の視察を申し出ることが出来るものとする。

4 受託者は、委託者から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(協定の改定)

第27条 スポーツ公園の管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、委託者、受託者協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第28条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者 上天草市
代表者 上天草市長

受託者